

| 科目名 Course Name | | 開講年次 | 開講学期 | 曜日・時限 |
|--|------------------------------|---------|------------------|--------------|
| 民法I Civil Law I | | 1年 | 前期 | 別途、時間割参照 |
| 単位数 | 授業の形態 | 授業の性格 | | 履修上の制限 |
| 2単位 | 講義 | 選択 | (ファイナンシャル・プランナー) | なし |
| 当該科目の理解を促すために受講しておくことが望まれる科目 | | | | |
| 法学 | | | | |
| 同時に履修しておくことが望まれる科目 | | | | |
| 不動産関係法、民法II | | | | |
| 担当者に関する情報 | | | | |
| 氏名 | 研究室の場所 | オフィスアワー | | 電話番号・メールアドレス |
| 川副 令 | 講義棟2階 | 初回授業で発表 | | 授業中に指示します |
| 授業の概要 | | | | |
| 市民社会（特に事業活動）には財産をめぐるイザコザがつきものだが、「民法」についての知識は、不要な争いが起きないように対策したり、小さな問題がこじれて泥沼化しないようにする上で、非常に重要なものと言える。この授業では、動産売買契約の具体例を取り上げ、「事業レベルで用いられる契約」の内容についてのイメージを獲得する。その上で、民法のうち「財産法」の基本部分を、契約を支える概念や制度を中心に学習する。受講生は「自立した個人」として市民生活を営むことを意識し、契約に慎重にアプローチするようになる。 | | | | |
| 授業の目標 | | | | |
| （1）動産売買契約の具体例（当事者の対等性が保たれているもの）を参照しつつ、「事業レベルで用いられる契約」の主な規定内容（例えば検査、所有権移転時期、瑕疵担保責任、危険負担、解除と期限の利益喪失、任意処分、合意管轄）の主旨を押さえた上で、なぜこれらの規定が必要とされたのか、これらの規定を買主／売主の一方により有利にするにはどのような規定に変更するべきか、を説明できるようにする。（2）民法のうち、「財産法」の基本部分を、特に契約を支える概念や制度を中心に説明し、物権と債権の考え方、契約の主体に関する基本的なルール、契約の成立要件、有効要件等を説明できるようにする。（3）、債権の実現と消滅、履行不能に関する制度、債権の担保に関する制度について、要点を説明できるようにする。 | | | | |
| 授業の方法 | | | | |
| 初回の授業で参考資料一式を配布し、それに基づいて授業を進める。はじめて耳にする法律用語が多数出てくること、極めて基本的な法分野であるだけに正確な基礎知識の蓄積が重要であることに鑑みて、授業内で3回の小テストを実施するほか、学生の理解を試すためのクイズを取り入れる。その他は、適宜質疑応答を織り交ぜる程度にとどめ、敢えてオーソドックスな講義方法を採用する。 | | | | |
| 学習の成果（学習成果） | | | | |
| （1）事業レベルでどのように契約が用いられるか、特に動産売買契約に挿入される主な条項について、なぜそのような条項が必要とされるかを説明できる。（2）契約を支える財産法的基本的な概念や制度について説明できる。（3）契約が有効に成立してから債権が実現＝消滅するまで、あるいは履行不能等により別の形で決着がもたらされるまでのプロセスと、それに関連する制度の要点を説明できる。 | | | | |
| 授業のスケジュールと内容 | | | | |
| 第1回目 | イントロダクション | | | |
| 第2回目 | 売買契約の基本構造（物権と債権）、売買と交換の大きな違い | | | |
| 第3回目 | 動産売買契約の主要項目その1 | | | |
| 第4回目 | 動産売買契約の主要項目その2 | | | |
| 第5回目 | 民法上の契約類型、財産法の全体図、債権の発生原因 | | | |
| 第6回目 | 物権の種類、特別法の増加傾向、第1回小テスト | | | |

| | |
|-------|----------------------------|
| 第7回目 | 不法行為、不当利得、物権的請求権 |
| 第8回目 | 契約の主体、有効な契約の成立条件その1（客観的条件） |
| 第9回目 | 有効な契約の成立条件その2（意思表示） |
| 第10回目 | 代理、白紙委任状問題、第2回小テスト |
| 第11回目 | 物権変動と対抗要件主義 |
| 第12回目 | 債権債務の消滅、債務不履行、売主の担保責任 |
| 第13回目 | 債権の担保：種類と位置づけ |
| 第14回目 | 保証契約、抵当権、第3回小テスト |
| 第15回目 | 総括 |
| | |

成績評価の方法と基準

| 評価の領域 | 割合 | 評価の基準 |
|------------|-----|---|
| 授業参加態度 | 15% | 出席状況と質疑応答への参加を総合的に判断する。 |
| レポート | | |
| 調査報告書 | | |
| 小テスト | 45% | 動産売買契約の主要条項の意味、契約関係を支える財産法の基本的な概念やルールを正確に理解できているかを確認する。 |
| 試験 | 40% | 上記小テストの項目に加えて、財産法を構成する各制度・概念の相互関係について授業で説明した内容をどの程度理解できているかを、簡単な事例問題によって試す。 |
| 発表内容（態度含む） | | |
| その他 | | |

教科書と参考図書

民法及び関係法令の主要条文、基本判例の要旨、モデル売買契約、現実の契約問題に関する新聞記事切抜、参考書リスト等を含む参考資料一式を初回授業で配布する。教科書は使用しない。

履修上の留意点・ルール

初回授業で説明する。